

令和7年5月22日

令和6年度 千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部ガバナンス・コードに係る点検結果

【点検結果】○：実施 △：一部未実施 ×：未実施

第1章 経営の安定性・継続性の確保	点検結果	特記事項
1. 経営と教学の連携・協力		
(1) 学校法人千葉経済学園（以下、「本法人」という。）は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として設置する本学の教育目的を明示します。	○	
(2) 本法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させます。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が本法人及び理事と密接に関わっています。	○	
2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容		
(1) 本法人は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努めます。このため、法令に基づき、5年間の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備します。	○	
3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方		
(1) 本法人は、法令遵守のための体制を整えます。	○	
4. 地域貢献		
(1) 本学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外の利害関係者（ステークホルダー）との関係を密にし、地域貢献に努めます。	○	

第2章 自律的なガバナンス体制の確立	点検結果	特記事項
1. 理事会機能の充実		
(1) 理事会は、本法人の最高意思決定機関です。本法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行います。	○	
(2) 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理します。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、本法人を代表し、理事長を補佐して本法人の職務を掌理します。	○	
(3) 理事の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところにより実施します。	○	

2. 監事機能の充実		
(1) 監事は、本法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、本法人としても適切な監査体制を整えます。	○	
(2) 監事の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところにより実施します。	○	
3. 評議員会機能の充実		
(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っています。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行います。	○	
(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものであります。	○	
(3) 評議員の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところによります。	○	

第3章 教学ガバナンスの充実	点検結果	特記事項
1. 私立大学・短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実		
(1) 本学は、本法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げています。本学は利害関係者（ステークホルダー）に対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知しています。	○	
(2) 本学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められています。また、本学は法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定します。	○	
2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実		
(1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としています。特に本学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもって	○	

おり、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、本学の向上・充実に寄与するものであります。		
(2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠です。本学の向上・充実のために、本学の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整えます。	○	
3. 教職員の資質向上		
(1) 本学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要です。そのため、本学は、教職員の資質向上に努めます。	○	

第4章 情報の公開と公表	点検結果	特記事項
1. 情報公開と発信		
(1) 本法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成します。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後3か月以内にそれらを閲覧できるようにします。	○	
(2) 本学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表します。	○	

【特記事項説明】

特になし